

# 新 しんじゅく ニュース

だい 第31号

2013年1月1日発行

発行 新宿区地域文化部多文化共生推進課

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-5273-3504 FAX：03-3209-1500

外国語版ホームページ

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/>

各担当部署に問い合わせる場合は、日本語でお問い合わせください。

## できることから始めよう「3R」 ごみを減らして環境にやさしいまちづくり

一年間に出されるごみの量(燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみ)がどれくらいあるか知っていますか？ 2011年度(2011年4月～2012年3月)、新宿区での排出量は76,689 t、区民1人1日当たり約657 gのごみを捨てている計算になります。新宿区のごみの量は年々減少傾向にあります。限りある資源を上手に使うため、ごみの減量とリサイクルの推進が不可欠です。わたしたち一人ひとりが資源を大切にすることを心がけましょう！

### 3Rとは？

ごみを減らす3つのR (REDUCE、REUSE、RECYCLE) を言います。

### REDUCE

ごみの発生自体を減らす

- ・ 買い物に行くときはバッグを持参して、レジ袋をもらわない
- ・ 使い捨て容器に入った食品はなるべく買わない
- ・ バーベキュー・キャンプ用品などめったに使用しないものは、レンタルを活用する
- ・ 二重三重の包装は断る
- ・ 詰め替え可能な商品を選ぶ
- ・ 食材は必要なものを必要な量だけ買う
- ・ フリーマーケット、リサイクルショップを利用する



### RECYCLE

資源として再生利用する

- ・ 自治体が定めるごみ出しのルールを守る
- ・ 食品トレイや牛乳パック、ペットボトルなどはスーパーの店頭回収に持っていく
- ・ 集団回収に古新聞、スチール缶、ダンボールなどを出す
- ・ 一升瓶やビール瓶、牛乳瓶などのリターナブル瓶は販売店に返却する
- ・ ボタン型電池や充電式電池は電器店の回収ボックスに持っていく



### REUSE

繰り返し使う

- ・ 使わなくなった玩具や子供服はフリーマーケットやバザー、リサイクルショップを利用するか、友人・親戚に利用してもらう
- ・ 残り物を利用して料理を作る
- ・ 壊れた家電製品は修理サービスを利用する
- ・ 破れた衣料は補修する
- ・ 不要になったものはほかの目的で使用する(例：古着は雑巾にする)



### ごみ減量新宿フェア

2012年10月6日に家庭ごみについて考える「ごみ減量新宿フェア」が開催されました。ゲーム形式でごみ分別を学べる体験コーナーやリサイクルバザー、新宿エコレンジャーが登場するステージイベントなど、環境問題への理解を深めてもらうための催し物が実施されました。食べ物コーナーでは箸・皿・カップを持参する参加者もあり、エコ活動に対する関心の高さがよく表れていました。



リサイクルバザーの様子

## 確定申告書の作成はパソコンで！！

2月7日(木)から開設します。

新宿・四谷税務署では、2012年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・提出会場を新宿アイランド地下1階アクアプラザ(新宿区西新宿6-5-1)に開設します。

開設期間 2月7日(木)～3月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前9時～午後4時(提出は午後5時まで)

相談時間 午前9時15分～午後5時

最寄り駅 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」徒歩5分  
都営大江戸線「都庁前駅」徒歩5分

※ 税務署内に申告書作成会場は設置していませんのでご注意ください。

※ 提出のみの方は、税務署でも受け付けています。



**国際交流区民のつどい ひなまつり**

日 時 2月23日(土) 午前10時～午後3時終了予定

会 場 新宿文化センター(新宿区新宿6-14-1)3階小ホール、4階会議室、地下1階展示室

費 用 500円(小学生以下は無料)

申し込み 不要(直接会場に来てください)

問い合わせ 新宿未来創造財団 文化交流課 03-3350-1141

毎年恒例のひなまつりのイベントでは、着物の着付けや、華道、茶道、書道、書画などの体験ができます。7段飾りの雛人形や日本の遊びの展示があり、ティーコーナーもあります。ぜひお越しください！



はたち 20歳の方へ

## 成人の日「はたちのつどい」に参加しよう！

日本では20歳になると社会的な権利と責任が生じ、大人の仲間入りとなります。大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を励ます式が成人式です。新宿区でも成人をお祝いでいます。服装は自由ですので、お気軽にお越しください。



日 時 1月14日(月・祝) 午後1時～3時(正午から受付)

会 場 京王プラザホテル(新宿区西新宿2-2-1)

対 象 1992年4月2日～1993年4月1日生まれの方。対象者には12月上旬に案内状をお送りしました。

内 容 式典・立食パーティー

問 合 せ 総務課総務係(本庁舎3階) 03-5273-3505



## 病気に注意しましょう！

冬に気をつける病気といえば、インフルエンザと風邪が代表的です。日本では風邪等の病気を予防するために、うがい・手洗いが一般的に行われています。これらを生活習慣として身につけることは、病気を悪化させないためにも重要です。



日本語がわからない方へ  
もしも病気になったら

東京都保健医療情報センター「ひまわり」  
外国語で診療できる医療機関の案内や、日本の医療制度についての相談が無料でできます。

電話 03-5285-8181

日 時 毎日(土・日曜日・祝日を含む) 午前9時～午後8時

対応言語 英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語

U R L <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

## 冬は火災の多い季節です 火の元には十分注意してください

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント  
— 3つの習慣・4つの対策 —

### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## 子どもと一緒に楽しく学ぼう♪ 外国人のための親と子の日本語教室

親子で楽しく日本語を学びませんか？  
託児付きなので乳幼児のお子さん  
がいる方も安心して勉強できます！  
途中からでも参加できます。



**日時** 1月12日(土)～3月16日(土)の毎週土曜日

午前10時～12時(全10回)

**会場** 区立大久保小学校(新宿区大久保1-1-21)

**費用** 1人500円(全10回分)

**対象** 日本に在住する日本語のレベルが入門から初級の外国人の親子

**定員** 20組(先着順)

**申込み** ①親の名前(ふりがな)、よくわかる言語 ②子の名前(ふりがな)、年齢、よくわかる言語 ③住所 ④電話番号 ⑤FAX番号(あれば) ⑥講座名を記入してはがき(〒160-0022 新宿区新宿6-14-1)かFAX(03-3350-4839)、Eメール(bunka@regasu-shinjuku.or.jp)で新宿文化センターまで。

**問合せ** 新宿未来創造財団 文化交流課 Tel.03-3350-1141

## はるやす 春休みしんじゅく子ども日本語クラス

学校生活に必要な日本語などに不安のある方、この春休みを使って一緒に学習しましょう！



**日時** 3月26日(火)～3月31日(日)  
午前10時～12時

**会場** しんじゅく多文化共生プラザ 新宿区歌舞伎町2-44-1 ハイジア11階

**費用** 無料

**対象** 次のどちらかに該当する児童・生徒

①新宿区立の小中学校に通い、まだ日本語が十分でない小学1年生～中学3年生の児童・生徒

②2013年4月以降に新宿区立の小中学校に通い始める日本語が十分でない小学1年生～中学3年生の児童・生徒

**定員** 20人(先着順)

## 新宿区日本語教室(1月～3月)の学習者を募集します

日常生活に必要な初級の日本語を身につけましょう♪  
教室に空きがあれば途中からでも参加できます。



**対象** 入門初級レベル。日常生活で日本語を必要としている方。ただし、中学生以下の方は参加できません。

**期間** 1～3月の平日。週1回の教室と週2回の教室があります。曜日は会場によって異なります。  
学習時間は午前9時30分～11時30分、午後6時30分～8時30分(月・木曜日のみ)。週1回の教室は条件により2教室まで参加できます。

**会場** しんじゅく多文化共生プラザをはじめ区内10カ所(12教室)

**参加費** 週1回クラス/1,500円  
週2回クラス/3,000円

※一度入金された参加費はお返しできません

**申込み** 申込用紙に必要事項を記入し、新宿未来創造財団文化交流課へ郵送かFAXでお送りください。

**問合せ** 新宿未来創造財団 文化交流課

〒160-0022 新宿区新宿6-14-1

TEL:03-3350-1141 FAX:03-3350-4839

Eメール:bunka@regasu-shinjuku.or.jp

## いろんな国の人たちと気軽におしゃべり♪ プラザで大人気「国際交流サロン」

交流サロンは、毎月定期的に開催されるおしゃべりの場です。日本語を話したい外国人、外国人と友だちになりたい人、集まりませんか？当日、直接会場へお越しください。

**日程** 1月11日(金)、2月8日(金)、3月8日(金)

**時間** 毎月第2金曜日 午後6時45分～8時30分

**会場** しんじゅく多文化共生プラザ

**対象** どなたでも(30名程度)

**参加料** 1人200円

**問合せ** しんじゅく多文化共生プラザ

## しんじゅく多文化共生プラザ

**場所** 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 ハイジア11階

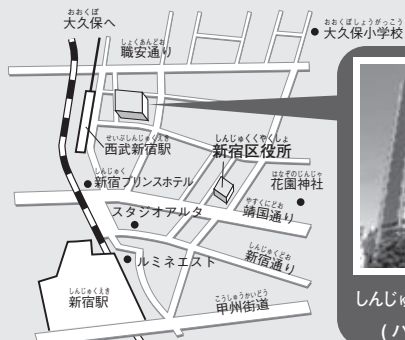
**問合せ** ☎03-5291-5171 FAX 03-5291-5172

**アクセス** JR新宿駅東口から徒歩10分 西武新宿駅から徒歩5分

**開館時間** 午前9時～午後9時

**休館日** 毎月第2・4水曜日、年末年始(12月29日～翌年の1月3日)

**URL** <http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/plaza.html>



しんじゅく多文化共生プラザ  
(ハイジア11階)

# ひとりで決めない 悩まない！ 契約トラブルに遭ったときは 消費生活センターへ

生活上様々な契約をする際に、相手方とトラブルになったことはありませんか？ そんなときは、ひとりで解決しようとせず、新宿消費生活センターへ相談しましょう！ 専門の相談員が、あなたの悩みの解決をサポートします。

今号では、最近センターに多く寄せられる相談事例を紹介したうえで、解決方法や、トラブルを未然に防ぐためのポイントについて紹介します。

## 事例1 賃貸住宅を退去したのに、敷金が返還されない。

Aさんは、アパートを退去する際、貸主から思わぬ額の原状回復費用の請求を受けました。原状回復の費用は、契約時に納めた敷金の一部で賅えると思っていたのに、一部どころか全額取られてしまい、敷金の返還を求めても貸主に突っぱねられてしまいました。

借主は、住宅を通常の用法で使い生じる範囲を超えた損耗について、原状回復をしなければなりません。Aさんは、この「原状回復」についての認識が不足していたと考えられます。以下に、各段階でのポイントを列挙しますので、確認しましょう。



契約時	契約書をよく読み、原状回復について借主が負担する範囲を確認する ※ 過剰な負担がある場合は、契約条項の変更を求める
入居前	室内の状態を立会い確認する ※ 写真で記録を残す
入居中	室内は丁寧に使う ※ 借主の故意・過失・管理不十分による損耗の原状回復費用は借主負担です
退去時	1. 貸主立会いのもと、部屋の状況を確認する ※ 写真で記録を残す 2. 原状回復費用の請求の明細を確認する ※ 明細がないときは請求し、妥当かどうか貸主と話し合う 3. 合意がきたら清算をし、敷金残額の返還を受ける

貸主との話し合いによる解決が難しい場合は、裁判所による民事調停や、少額訴訟手続きを取ることもできます。困ったときは、新宿消費生活センターへご連絡ください。

(参考) 『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』(国土交通省)

## 事例2 「未公開株を高値で買い取る」と言われ購入したが、連絡が取れない。

Bさんは、X社から電話で「Z社の未公開株を高値で買い取る」と言われましたが、持っていなかったので断りました。後日、Y社から「Z社株を買わないか」と電話があったのでX社に相談したところ、「高値で買い取る」と言われたので、Y社から購入しました。買い取ってもらおうとX社に電話したところ、回線が切られており、騙されたと感じました。

未公開株とは、証券取引所に上場していない企業の株のことをいいます。

未公開株に関しこれまで、「数か月後には上場し、株価が数倍になる」と勧誘され、購入したものの「予定時期が来ても上場しない」「業者と連絡が取れない」というトラブルが多くみられました。最近はこのに加え上記のように、複数業者を装って未公開株を売りつける「劇場型」という巧妙な手口が目立ちます。また、被害者へ「損害を取り戻す」と解決金を要求する二次被害も起きています。

不審な勧誘や被害を受けたときは、消費生活センターや金融庁などの相談窓口ご連絡しましょう。未公開株などを購入した後、被害に遭ったことに気づいた場合は、最寄りの警察署に相談してください。



## ご存知ですか？ クーリング・オフ

クーリング・オフは、消費者が契約したあと一定期間、無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフ可能な主な取引と期間は以下のとおりです。一部適用されないもの、このほかにも適用されるもの、また、期間を過ぎても適用されるケースもあります。詳しくは新宿消費生活センターに問い合わせてみましょう。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法） ※ SF商法は店舗契約を含む	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法による契約	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法による契約	20日間

- SF商法**：狭い会場に人を集め、最初はタダ同然で品物を配り雰囲気盛り上げ、その後高額の商品を売りつける商法
- マルチ商法**：ほかの人を加入させれば利益が得られると言って商品やサービスを契約させる商法
- 内職商法**：仕事を提供するために必要とって、商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせる商法

新宿消費生活センター TEL 03-5273-3834  
〒160-0022 新宿区新宿 5-18-21 区役所第二分庁舎 3階